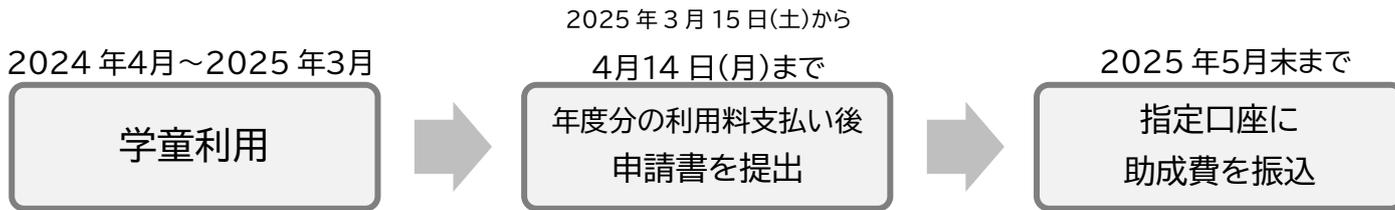


2024 年度民設学童クラブ利用料助成費交付制度のご案内

神戸市では子育て世帯の経済的負担軽減のため、民設学童クラブ利用者向けの利用料助成費交付制度を設けています。



助成区分と金額

※利用時間・金額は月極の場合のみ対象です。

助成区分	基本利用	1時間延長	1時間を超えて延長
(1)生活保護受給世帯	上限 4,500 円	上限 6,000 円	上限 7,500 円
(2)2024 年度(令和6年度)分の 市民税非課税世帯のうち 母子・父子家庭			
(3)里親委託の受託世帯			
(4)2023 年度(令和5年度)分の 所得税非課税世帯	上限 2,250 円	上限 3,000 円	上限 3,750 円

(例)生活保護受給世帯で、基本利用 17 時までの学童クラブを 18 時まで延長利用し、毎月の利用料が 8,000 円、1 年間利用の場合 助成額:上限 6,000 円(生活保護世帯で 1 時間延長)×12 か月=72,000 円

必要書類

※定められた書類が不足した場合には助成を受けることが出来ませんのでご注意ください。

- ① 民設学童クラブ利用料助成費交付申請書(電子申請の場合は不要)
- ② 利用している各民設学童クラブの利用料支払領収書
- ③ 里親委託証明(里親委託の受託世帯の場合のみ提出)

申請受理後、申請頂いた助成区分で必要な情報を、神戸市のシステムにて照会します。

(1) 生活保護受給世帯	生活保護適用情報を確認
(2) 市民税非課税世帯のうち母子・父子家庭	市民税情報・児童扶養手当の受給を確認
(4) 所得税非課税世帯	住民税システムから所得情報を確認

なお、直近で神戸市在住になった方など、システムで上記情報を確認ができない場合がございます。その際は、個別に連絡させていただき、以下の書類提出をお願いすることがあります。

(1) 生活保護受給世帯	生活保護適用証明書(登録児童の分)
(2) 市民税非課税世帯のうち母子・父子家庭	令和6年度市民税非課税証明書および母子・父子家庭であることが分かる書類(児童扶養手当証書の写し、ひとり親家庭等医療費受給者証の写し 等)
(4) 所得税非課税世帯	いずれかの写し → ①令和5年分源泉徴収票、②令和5年分所得税確定申告書、③令和6年度市民税課税証明書

平成22年度税制改正前の扶養控除を適用した場合に非課税扱いになる世帯の方は、扶養親族申告書もご記入ください。

お問い合わせ先：神戸市行政事務センター (TEL:078-381-5533(受付時間 土日祝除く 8:45~17:30))

申請に関する Q&A

どこから申請を行えばよいですか。

e-KOBE を利用した電子申請が、下記より申請可能です。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/procedures/apply/e86b5f48-12b5-4d65-b300-5d0550361219/start>



郵送で申請する場合、申請書類等はインターネットでダウンロードできますか。

下記よりダウンロードできます。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a64411/kosodate/chiiki/jidokan/gakudo/genmen.html>



利用料支払領収書はどのようなものを提出すればよいですか。

施設発行の領収書もしくは利用料の振り込みが記載された通帳の写しを提出してください。

利用した全ての月分の領収書が必要です。※領収書・通帳の写しが無い場合は各施設にご相談ください。

兄弟姉妹で利用している場合にはどうすればよいですか。

同一施設を利用の場合は、全員の名前を申請書に記載し、添付資料を揃えて申請してください。

兄弟姉妹で別々の施設をご利用の場合は、お手数ですが、別々に申請してください。

年度途中で助成理由が生じました(生活保護適用となった、ひとり親となった等)が、助成対象になりますか。

助成理由が生じた翌月以降分について、助成対象になります。

(例)6月中旬に離婚、ひとり親家庭になった → 7月分以降適用

年度途中で退所しましたが、助成対象になりますか。

入会していた期間の分について、助成対象になります。

(例)8月末で退会した → 4～8月分適用

来年度も引き続き学童を利用しますが、申請は来年度でもよいですか。

年度ごとに助成しますので、**毎年度申請が必要です。**

書類に不備があった場合、どうなりますか。

メール、電話、郵便等で再提出のお願いをします。

期限までに提出が無い場合は助成できませんのでご注意ください。

平成22年度税制改正前の扶養控除を適用した場合の非課税扱いについて

平成22年度(2010年度)の税制改正において、年少扶養控除および16～18歳以下の特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されていますが、本制度では、この税制改正が、利用料へ影響を与えないよう、これらの扶養控除の廃止がなかったものとして扱います。

2023年(令和5年)分所得税が課税されていても、再計算により、非課税扱いとして助成対象になる場合があります。『課税される所得金額』(源泉徴収票では『給与所得控除後の金額』から『所得控除の額の合計額』を差し引いた金額)が廃止になった扶養控除の額より少ない(または同額)場合に非課税扱いになります。

上記に該当する場合は、利用料助成申請書に必要事項を記入するとともに、申請書裏面の扶養親族申告書に18歳以下(2023年12月31日時点)の扶養親族を記入のうえ、所得のわかる書類(源泉徴収票または所得税確定申告書の写し)を添えて申請してください。

なお、扶養親族申告書の記入がない場合、再計算ができなくなり、非課税扱いとして助成決定できなくなります。

【参考】平成22年度(2010年度)税制改正により廃止になった扶養控除

年少扶養控除 380,000円 × 16歳未満(0～15歳)の扶養親族の数
 特定扶養控除上乗せ分 250,000円 × 16～18歳の扶養親族の数

〈非課税扱いの例〉 16歳未満の扶養親族が3人の場合

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 神戸市中央区加納町6-5-1	(受給者番号)												
		(個人番号)	0	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		(役職名)												
氏名		(フリガナ)	コウベ タロウ											
名		神戸 太郎												
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	控除の額の合計額										源泉徴収税額	
給与・賞与	3640000	A 2472000	B 1562000										45500	
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)				16歳未満扶養親族の数				障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数		
有	従有	特 定	老 人	そ の 他	16歳未満扶養親族の数		特 別	そ の 他						
○		人	人	人	3		人	人			人			
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額								
652000		50000												
(摘要)														

〈上記「源泉徴収票」の例〉

課税される所得金額

$$(A)2,472,000円 - (B)1,562,000円 = 910,000円 \dots\dots①$$

平成23年(2011年)から廃止された扶養控除の額

(例:16歳未満の扶養親族が3人、16～18歳の扶養親族が0人の場合)

$$380,000円 \times 3人 + 250,000円 \times 0人 = 1,140,000円 \dots\dots②$$

課税される所得の額【①910,000円】が、平成23年(2011年)から廃止された

扶養控除の額【②1,140,000円】以下の場合、本制度では非課税扱いとします。

① 910,000円 ≤ ②1,140,000円 … ①が②より少ないので非課税扱いとなり、半額助成となります。